

一般社団法人日本血液学会定款

施行 平成 25 年 3 月 1 日

改定 平成 29 年 10 月 20 日

改訂 平成 30 年 10 月 12 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本血液学会（英語名、The Japanese Society of Hematology）と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、血液学の発展に意義のある学術的研究を支援し、医学教育と血液診療の向上に必要な学術調査や人材育成を積極的に推し進めることにより、学術の発展及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会、研究会等の開催
- (2) 学会誌、学術論文集、その他出版物の刊行
- (3) 教育、研究及び学術調査の実施
- (4) 研究の助成・奨励及び研究業績の表彰
- (5) 血液専門医の認定と育成
- (6) 診療指針の作成と血液診療向上の推進
- (7) 関連団体との連絡及び協力
- (8) 国際的研究協力の推進
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第 3 章 社 員

(種別)

第 5 条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して事業に積極的に協力する意思のある個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業に財政的支援を行なう個人または法人

- 2 この法人は、上記会員以外に別に定める規定により準会員を置くことができる。
- 3 前 2 項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下【法人法】という。）上の社員とする。

（入会）

第 6 条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の定めにより承認を受けなければならない。

（会費）

第 7 条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。

（名誉会員・功労会員）

第 8 条 この法人の発展に功績のあった個人に名誉会員を、この法人に貢献した個人に功労会員の称号を贈る。

- 2 名誉会員及び功労会員は、会費の納入を要しない。

（退会）

第 9 条 会員は、任意にいつでも退会することができる。但し、退会届を理事長に提出しなければならない。

（除名）

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき。
- (3) その他除名するに正当な理由のあるとき。

（資格の喪失）

第 11 条 前 2 条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を 3 年以上滞納したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散した時。

第 4 章 社員総会

（構成）

第 12 条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事並びに会長の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 14 条 総会は、定時総会として毎年事業年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催する。

（招集）

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第 16 条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決権）

第 17 条 総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 18 条 総会の決議は、総社員の議決権の 5 分の 1 を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数を以て行う。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び出席する他の社員に書面をもって表決を委任した者は、出席者とみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数を以て行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（書面評決等）

第 19 条 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電

磁的方法によって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議決の省略)

第20条 会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電波的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとする。

(議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会が開催された日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 出席した理事及び監事の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) その他用例に規定する事項

- 2 議事録は、議長が作成し、議長及び議長が議事録署名人として出席社員の中から指名する2名が、これに署名し又は押印しなければならない。

(会員への通知)

第22条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

第5章 役員

(役員)

第23条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上27名以内(うち、理事長1名、副理事長2名)
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の

業務を分担執行する。

- 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成等)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認められた時は、意見を述べなければならない。ただし、議決権は有しない。
- 4 理事を兼ねていない学術集会会長は、原則として理事会に出席するものとし、そこで意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催)

第 32 条 理事会は、毎事業年度 4 回以上開催する。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長または副理事長とする。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 学術集会及び委員会

(学術集会)

第 37 条 この法人は毎年、学術集会を開催し、学術集会会長がこれを主宰する。

- 2 前項によるもののほか、あらかじめ理事会の議決を経たときは、研究会等を開催することができる。
- 3 学術集会についての規定は別に定める。

(学術集会会長)

第 38 条 学術集会会長は理事会の推薦により役員より定め、総会の承認を得て決定する。

- 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、会長の任期は 1 年とする。

(委員会)

第 39 条 この法人は、必要に応じ委員会を置くことができる。

- 2 委員会についての規定は別に定める。

(評議員)

第 40 条 前条に定める委員会の委員は、社員の中から推薦された評議員から選出する。

- 2 評議員は、学識経験を持ち本法人の事業に積極的に協力する社員を理事会にて選出する。
- 3 評議員の選出方法は、別に定める。

(外部委員会)

第 41 条 理事長は、その権限として適正な本学会運営に資するために、本学会員でない

適切な有識者を含む諮問委員会を理事会の合意のもと設置して諮問することができる。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第42条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、3箇月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会及び定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 公益目的支出計画実施報告書

- 2 この法人は、前項の総会の終了後ただちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金)

第 47 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 49 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 50 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄贈するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(書類及び帳簿の備付等)

第 52 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
 - (2) 社員名簿
 - (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (4) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (5) 事業報告書及び計算書書類並びにこれらの附属明細書
 - (6) 前号の監査報告書
 - (7) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項に定める書類のうち、定款並びに役員、代議員及び社員の名簿は、常に最新の状況に更新して、主たる事務所に備え置くものとする。また、理事会の議事に関する書類は理事会の日から、総会の議事に関する書類は総会の日から、会計帳簿及びその関連資料は会計帳簿の閉鎖の日から、事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属書類はその作成日から、それぞれ 10 年間、監査報告書は定時総会の日から 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に保存しなければならない。
 - 3 第 1 項各号の書類及び帳簿の閲覧又は謄写については、法令の規定によるものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は金倉 譲とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産（第 42 条関係）

財産種別	場所・物量等
基本財産	三井住友信託銀行京都支店定期預金 30,000,000 円